| 改正   | 現  |
|--|--|
| (補償額の構成)<br>第7条 (略)<br>2 (略)<br>3 据付間接費及び諸経費の内容は、次のとおりとする。<br>— (略)<br>二 諸 経費<br>イ (略)<br>ロ 一 般 管 理 費 等 一般管理費 (役員報酬、従業員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約保証費及び雑費)及び付加利益(法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等) | 福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光<br>熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価   |
| (別表)   | (別表)   |
| 図 面 名 称 作 成 の 方 法 等 縮 尺 備 考 配置図 建物移転料算定要領(平成28年3月11日国土用第76号。(以下「建物算定要領」という。)) 別添一の一木造建物調査積算要領 [軸組工法] 別添 1 木造建物図面作成基準(別表)、別添一の二木造建物調査積算要領 [ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法] 別添 1 木造建物図面作成基準(別表) 又は建物算定要領別添二非木造建物調査積算要領別添 1 非木造建物図面作成基準(別表)の配置図の項に掲げるとおりとする。                        | 図 面 名 称 作 成 の 方 法 等 縮 尺 備 考 配置図 建物移転料算定要領(平成28年3月11日国土用第76号。 (以下「建物算定要領」という。)) 別添一木造建物調査積算要領別添1木造建物図面作成基準 (別表) 又は建物算定要領別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準 (別表) の配置図の項に掲げるとおりとする。 |